

令和8年度鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金のご案内

鳥取県フィルムコミッション（以下「フィルムコミッション」という。）では、延べ宿泊数が100泊以上の映画やドラマのロケを実施する場合、交通費及び宿泊費を対象に一部費用を助成します。

1 助成金額

下記表に定める基準により算出した旅費と宿泊費を合算した金額とし、一作品300万円を上限とする。

区分	基準額	備考
旅費	1名あたり20,000円	—
宿泊費	1名・1泊あたり5,000円	1名・1泊あたりの宿泊費（税抜）が5千円未満の場合は実費相当額とする。

2 交付対象期間:令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）実施分まで

※予算を全額執行した場合は、年度途中であっても助成を終了します。

※原則、当該年度3月31日までに支払を終えた経費のみ助成対象とします。（3月31日までに事業が完了しない場合は、事前にフィルムコミッションに協議すること）

3 交付対象者:鳥取県内で映画又はドラマ等のロケ撮影を行い、下記の（1）～（5）の要件を全て満たす県外の制作会社等

4 要件

- 以下①～③のいずれかに該当する映像作品であること。
 - 配給元が確定し、3以上の都道府県かつ30館以上の映画館で一定期間上映される映画
 - 全国的な規模で放送を予定しているドラマ
 - 大手動画配信サービス等での配信を予定している映画又はドラマ等
- 県内での延べ宿泊数100泊以上を伴うロケを行う映像作品であること。
- 日本の法令に基づく法人格を有する団体であること。
- 政治的又は宗教的宣伝意図を有していないこと。
- 反社会勢力と関係のある事業者が制作に関わっていないこと。
- 公序良俗に反する内容でないこと。

5 申請手続:ロケ実施2週間までに下記書類をフィルムコミッションに提出すること

- 鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金交付申請書（様式第1号）
- 鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金事業計画書（様式第2号）
- 撮影関係者リスト（様式第3号）
- 企画書
- スケジュール
- 撮影に係る賠償責任保険証の写し

【お問合せ先】鳥取県フィルムコミッション((公社)鳥取県観光連盟)

〒680-0034 鳥取県鳥取市元魚町二丁目 201 番地 エステートビルV(5階)

TEL 0857-39-2111 公式サイト <https://www.tottori-guide.jp/fc/>

鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金交付要綱

(通則)

第1条 公益社団法人鳥取県観光連盟（以下「連盟」という。）が実施する、映画及びドラマ等ロケ支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 本助成金は、県外の制作会社等が映画及びドラマ等のロケーション撮影（以下「ロケ」という。）のために必要な経費の一部を助成することにより、鳥取県内における映画及びドラマのロケ誘致を促進し、鳥取県のイメージアップと観光誘客を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 本助成金の交付対象者は、申請の時点で次の各号の条件をすべて満たす映画又はドラマ等のロケを実施する県外の制作会社等とする。

(1) 下記のいずれかに該当していること。

- ① 配給元が確定し、3以上の都道府県かつ30館以上の映画館で一定期間上映される映画
- ② 全国的な規模で放送を予定しているドラマ
- ③ 大手動画配信サービス等での配信を予定している映画又はドラマ等

(2) 県内での延べ宿泊数が100泊以上を伴うロケを行うこと。

(3) 日本の法令に基づく法人格を有する団体であること。

(4) 政治的又は宗教的宣伝意図を有していないこと。

(5) 反社会勢力と関係のある事業者が制作に関わっていないこと。

(6) 公序良俗に反する内容でないこと。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、原則、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(助成対象費用及び交付額)

第5条 助成金の対象となる費用は、鳥取県内で行う映画又はドラマ等のロケを実施するために必要な経費とし、交付額については、下記表に定める基準により算出した旅費と宿泊費を合算した金額とし、一作品300万円を上限とする。

区分	基準額	備考
旅費	1名あたり20,000円	—
宿泊費	1名・1泊あたり5,000円	1名・1泊あたりの宿泊費（税抜）が5千円未満の場合は実費相当額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、ロケ実施の2週間前までに、以下の各様式の書類と添付資料を添えて連盟の会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金事業計画書（様式第2号）

- (3) 企画書
- (4) スケジュール
- (5) 撮影関係者リスト（様式第3号）
- (6) その他会長が必要と認める書類

（助成金の交付認定通知）

第7条 会長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、相当と認めるときは交付認定を行い、助成金交付認定通知書（様式第4号）により事業者へ通知するものとする。

（計画の変更）

第8条 前条の申請内容に変更が生じた場合は、事業者は速やかに連盟に報告しなければならない。

（遂行等の指示）

第9条 会長は、次のいずれかに該当するときは、事業者等に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

- (1) 事業が、申請内容等に従って遂行されていないと認めるとき。
- (2) その他交付目的を達成することが困難であると認めるとき。

（交付認定の取消）

第10条 第7条の規定により助成金の交付認定を受けた申請内容に変更が生じ、第3条に掲げる項目を満たさない場合は、交付認定を取消すものとする。

（実績報告）

第11条 交付認定の通知を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、実績報告として、ロケ終了後20日以内に、以下の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金実績報告書（様式第5号）
- (2) 鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金事業報告書（様式第6号）
- (3) 最終的な撮影関係者が確認できる資料
- (4) 宿泊が確認できる資料
- (5) 口座振込依頼書（様式第7号）
- (6) その他会長が必要と認める書類

（助成金額の確定及び助成金の交付）

第12条 会長は、前条の実績報告があったときには、内容を審査し、相当と認めるときは助成額を確定し、助成金額確定通知書（様式第8号）により助成事業者へ通知するとともに、確定額を助成事業者へ支払うものとする。

（助成金の返還）

第13条 助成事業者は、この要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付された助成金を会長に返還するものとする。

(書類の保存)

第14条 助成事業者は、助成事業に係る経費の支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(助成金の交付限度)

第15条 本要綱による助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

公益社団法人鳥取県観光連盟
会長 様

（申請者）
所在地 〒
事業者名

令和 年度鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金交付申請書

令和 年度鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

作 品 名	
交 付 申 請 額	金 円
添 付 書 類	1 鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金事業計画書（様式第2号） 2 撮影関係者リスト（様式第3号）

様式第2号（第6条関係）

鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金事業計画書

1 申請者

申請者氏名 (団体の場合は、団体名 及び代表者名)	
住所（所在地）	
担当者氏名	
担当者連絡先	TEL： メール：

2 作品概要

作品名			
製作会社名			
配給元・放送局		上映予定館数 放送予定エリア	
作品の種類			
撮影期間	令和 年 月 日		
監督・演出・出演者、その他主要なスタッフ	（※）別途提出する企画書に記載の場合は空欄で可		
作品概要	（※）別途提出する企画書に記載の場合は空欄で可		
撮影人員	名		
主な撮影予定地			
公開・放映日程			予定 or 確定
添付資料	<input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> スケジュール <input type="checkbox"/> 撮影に係る賠償責任保険証の写し <input type="checkbox"/> その他（具体的に： ）		

3 他の補助金の活用の有無

有 ・ 無 ※いずれかに○をしてください

他の補助金名（ ）

事業内容（ ）

補助金所管団体名及び連絡先（ ）

様式第3号（第6条関係）

撮影関係者リスト

No.	業種名/役職	氏名	県内宿泊状況				
			○月○日	○月○日	○月○日	○月○日	○月○日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							

令和 年 月 日

様

公益社団法人鳥取県観光連盟
会長
(公印省略)

令和 年度鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金交付認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金については、下記のとおり認定することに決定したので通知します。

記

1 対象事業

本助成金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付認定決定額 金 _____ 円

3 交付認定の条件

鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金交付要綱を遵守すること。

公益社団法人鳥取県観光連盟

会長 様

(申請者)

所在地 〒

事業者名

令和 年度鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金実績報告書

令和 年 月 年付で交付認定を受けた令和 年度鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金について、下記のとおり実績を報告します。

記

作 品 名	
交 付 決 定 額	金 円
実 績 額	金 円
添 付 書 類	1 鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金事業報告書（様式第6号） 2 最終的な撮影関係者が確認できる資料 3 宿泊が確認できる資料 4 口座振込依頼書（様式第7号）

様式第6号（第11条関係）

鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援事業助成金事業報告書

1 作品概要

作品名			
製作会社名			
配給元・放送局		上映予定館数 放送予定エリア	
作品の種類			
撮影期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
監督・演出・出演者、その他主要なスタッフ	（※）申請時に提出した企画書から変更がない場合は空欄で可		
作品概要	（※）申請時に提出した企画書から変更がない場合は空欄で可		
撮影人員	名		
主な撮影地			
公開・放映日程			予定 or 確定
添付資料	<input type="checkbox"/> 最終的な撮影関係者が確認できる資料 <input type="checkbox"/> 宿泊が確認できる資料 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

2 経済効果

県内の消費額の内訳					
宿泊費	宿泊施設名	宿泊人数	宿泊日数	宿泊単価	計
					円
					円
鳥取県までの移動費	交通手段	利用人数	利用回数	単価	計
	飛行機				円
	鉄道				円
	その他				円
車輛・移動関係 (県内のみ)	手配会社名				円
警備関係(県内のみ)	警備会社名				円
レンタル機材 (県内のみ)	レンタル会社名				円
その他					円
合計					円

3 他の補助金の活用の有無

有 ・ 無 ※いずれかに○をしてください

他の補助金名（ ）

事業内容（ ）

補助金所管団体名及び連絡先（ ）

口座振込依頼書

令和 年 月 日

公益社団法人鳥取県観光連盟
会長 様

(申請者)
所在地 〒
事業者名
代表者名

令和 年 月 日付けで交付認定を受けた令和 年度鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金については、下記口座へ振込みをお願いします。

記

銀行名・支店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

令和 年 月 日

様

公益社団法人鳥取県観光連盟
会長
(公印省略)

令和 年度鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで交付認定した令和 年度鳥取県映画及びドラマ等ロケ支援助成金について、年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額	金	円
2 交付確定額	金	円